

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(様式の経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の草津市子育てのための施設等利用給付の支給に関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

(令和2年7月1日掲示済み)

告 示

草津市告示第211号

草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年6月16日

草津市長 橋川 渉

草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金交付要綱（平成27年草津市告示第180号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

この要綱における補助金の区分は、次の各号に掲げるとおりとし、補助基準額および補助金の対象となる経費は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 運営費補助 別表第2のとおり
- (2) 賃借料補助 別表第3のとおり
- (3) 送迎費補助 別表第3のとおり

第5条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「から徴収すべき保育料額を差し引いた額」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第6条第6号から第10号までを次のように改める。

- (6) 運営費補助積算調書（別記様式第5号）
- (7) 収支予算書（別記様式第6号）
- (8) 事業計画書（別記様式第7号）
- (9) 施設の案内図および平面図

(10) 施設の賃貸借契約書の写し

第6条に次の1号を加える。

(11) その他市長が必要と認める書類

第7条中「保育料実績報告書（別記様式第7号）」を「保育料実績報告書（別記様式第8号）」に、「出席人数報告書（別記様式第8号）」を「出席人数報告書（別記様式第9号）」に改める。

第8条各号を次のように改める。

- (1) 業務実施体制（別記様式第10号）
- (2) 業務実績報告書（別記様式第11号）
- (3) 職員研修実績報告書（別記様式第12号）
- (4) 所要額実績調書（別記様式第13号）
- (5) 運営費補助積算調書（別記様式第14号）
- (6) 収支内訳書（別記様式第15号）
- (7) 送迎費の実支出額が確認できる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

第9条に次の1項を加える。

3 市長は、補助対象事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者等に対して当該補助対象事業の遂行の状況に関し報告を求め、事務所、事業現場等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査し、もしくは必要な指示をすることができる。

別表第1 支援員等の項を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条第1項第1号関係）

補助要件、基準額および補助基準額	補助対象 経費
補助要件および基準額は、次の1から3までのとおりとし、基準額から徴収すべき保育料（別表第1の「保育料」をいう。）の額を差し引いた額を補助基準額とする。	民設児童育成クラブの運営に係る人件費、児童活動費および施設維持管理等経費
1 基本分	
基準額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。	
(1) 学習や運動教室との連携、昼食提供サービスなど、多くの児童の受け入れに資する魅力ある事業を実施し、民設児童育成クラブを利用する児童数（4月1日における通年利用の児童数をいう。）が次のいずれかに該当する場合	（別表第3に掲げる補助対象経費を除く。）
次の表の左欄の児童数の区分に応じ、右欄に掲げる額	

ア 施設の定員が30人以下の場合は24人以上

イ 施設の定員が30人を超える場合にあっては32人以上

児童数区分	基準額
20人以上30人未満	7,505,886円
30人以上40人未満	7,674,946円
40人以上45人未満	7,844,005円
45人以上50人未満	14,556,905円
50人以上60人未満	14,725,965円
60人以上70人未満	14,895,025円
70人以上80人未満	15,064,084円
80人以上	15,233,144円

(2) その他の場合 次の表の左欄の児童数の区分に応じ、右欄に掲げる額

児童数区分	基準額
20人未満	6,429,526円
20人以上30人未満	6,598,586円
30人以上40人未満	6,767,646円
40人以上45人未満	6,936,705円
45人以上50人未満	12,742,305円
50人以上60人未満	12,911,365円
60人以上70人未満	13,080,425円
70人以上80人未満	13,249,484円
80人以上	13,418,544円

2 加配支援員等加算

支援を要する児童として市が認めた児童を受け入れるため、市が認めた人数の範囲内で当該児童の支援を行うための職員（以下「加配支援員等」と言う。）を追加配置する場合は、加配支援員等1人あたり年額2,412,400円を補助基準額に加算する。

ただし、支援を要する児童として市が認めた児童が年度途中に入会した場合は、在籍した月割額、退会した場合は退会月の翌月を含んだ月割額（1円未満は切り捨て）とする。

3 弾力運用加算分

次の表の加算項目の欄の区分に応じ、基準日の欄の基準日時点の児童数が「1基本分」の第1号または第2号の表の児童数の区分の最低人数（20人未満は10

人、45人以上50人未満は40人）を上回る場合は、加算項目の欄の区分ごとに対象児童数の欄の数に加算額の欄の額を乗じた額を補助基準額に加算する。

加算項目	基準日	対象児童数	加算額
弾力運用加算	各月(8月を除く。)の1日	基準日ににおける児童数から最低人数を差し引いた数(学校休業期間の一時入会児童の数を除く。)	1,309円/月
夏季弾力運用加算	8月1日	基準日ににおける児童数から最低人数を差し引いた数	2,601円/月
学校休業期間弾力運用加算	学年始休業期間4月1日 冬季休業期間1月1日 学年末休業期間3月1日	学校休業期間ごとの基準日における一時入会の児童の数	51円に各学校休業期間における開設日数を乗じて得た額

別表第3を次のように改める。

別表第3（第5条第1項第2号、第3号関係）

区分	補助要件および補助基準額	補助対象経費
賃借料補助	民設児童育成クラブを、民家・アパート等を活用して実施する場合の賃借料を補助するものとし、補助基準額は、1支援単位あたり年額2,996,000円とする。ただし、所有権移転の条項が付されている賃貸借契約に係る費用は対象としない。	賃借料の実支出額

送迎費補助	1 授業終了後の学校等から民設児童育成クラブへの移動時の付き添いやバス等による送迎に係る費用を補助するものとし、補助基準額は、1支援単位あたり年額479,000円とする。 2 民設児童育成クラブの所在小学校区の小学校に加え、他の小学校や駅その他市長が認める場所まで送迎を行う場合、年額479,000円を加算する。	送迎に係る人件費、謝礼、委託料、バス等車両の燃料費の実支出額
-------	---	--------------------------------

別記様式第1号を次のように改める。

別記
様式第1号（第6条関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者 所在地
 名 称
 代表者氏名 @
 連絡先

年度 草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金交付申請書

年度において草津市民設児童育成クラブ運営支援について、草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金_____円を交付されるよう、草津市補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

1. クラブ名 称
 2. 事業の期間 年 月 日から 年 月 日まで
 3. 児童 教 人（ 年4月1日現在）
 4. 哲員の配置 人
 5. 専用区画面積 m²
 6. 交付申請額 運営費補助 円
 貸借料補助 円
 送迎費補助 円
 計 円

7. 添付書類
 (1) 団体の概約等
 (2) 役員名簿
 (3) 児童名簿（別記様式第2号）
 (4) 支援員等名簿（別記様式第3号）
 (5) 所要額調書（別記様式第4号）
 (6) 運営費補助精算調書（別記様式第5号）
 (7) 収支予算書（別記様式第6号）
 (8) 事業計画書（別記様式第7号）
 (9) 施設の案内図および平面図
 (10) 施設の賃貸借契約書の写し
 (11) その他市長が必要と認める書類

別記様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第6条第5号関係）

所要額調書（草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金）

民設児童育成クラブ名

区分	補助対象経費 A	補助基準額 B	Aと日のいづれか少ない額	補助金額	備考
運営費補助	円	円	円	円	
貸借料補助					
送迎費補助					
合計					

別記様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第6条第6号関係）

運営費補助精算調書

民設児童育成クラブ名

1. 基本分

定員	4月1日児童数	特定事業実施※1	基準額 A
		有・無	

2. 加配支援員等加算

(1) 加配対象児童

NO	児童氏名	学年	区分※2	利用期間	在籍月数
1				月 日～月 日	
2				月 日～月 日	
3				月 日～月 日	
4				月 日～月 日	
5				月 日～月 日	

(2) 加配支援員等

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3:1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1:1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

基準額 B

3. 弹力運用加算分

項目	対象児童数	開設日数	基準額 C
弾力運用加算			
夏季弾力運用加算			
学校休業期間弾力運用加算	学年始 冬季 学年末		
合計			

基準額 (A+B+C) D 徴収すべき保育料額 E 補助基準額 (D-E)

※1 「特定事業実施」欄は、学習や運動教室との連携、昼食提供サービスなど、多くの児童の受け入れに資する魅力ある事業を実施する場合に「有」とすること。
 ※2 「区分」欄は、加配対象児童に対して「3:1」もしくは「1:1」支援の区分を記載すること。

別記様式第12号を削り、別記様式第11号を別記様式第12号とし、別記様式第6号から別記様式第10号までを1様式ずつ繰り下げ、別記様式第5号の次に次の1様式を加える。

様式第6号(第6条第7号関係)

收支予算書

民設児童育成クラブ名

(1) 収入の部		(単位 円／税込み金額)	
項目	金額	内訳	
保護者負担金			
保育料			
おやつ代			
教材、材料費			
その他			
補助金			
その他収入			
合 計			

(2) 支出の部		(単位 円／税込み金額)	
項目	金額	内訳	
支援員等人件費 (内 加配支援員等)	()		
給料			
手当			
社会保養料			
福利厚生費			
研修費			
その他			
児童活動費			
保育料等の運営費			
備品購入費			
活動費			
保険料			
おやつ代			
施設維持管理費			
光熱水費			
通信運搬費			
修繕料			
施設利用料			
賃借料		賃借料	/月
其他の駐車場代等			
送迎費			
その他			
合 計			

別記様式第13号を次のように改める。

様式第13号(第8条第4号関係)

所要新規調査者(草津市民設児童育成クラブ運営事業者補助金)

民設児童育成クラブ名

区分	補助対象経費 A	補助基準額 B	AとBのいずれか少ない額	補助金額	備考
運営費補助	円	円	円	円	
賃借料補助					
送迎費補助					
合計					

別記様式第13号の次に次の2様式を加える。

様式第14号(第8条第5号関係)

運営費補助積算調書

民設児童育成クラブ名

1 基本分

定員	4月1日児童数	特定事業実施※1有・無	基準額 A

2 加配支援員等加算

(1) 加配対象児童

NO	児童氏名	学年	区分※2	利用期間	在籍月数
1				月 日～月 日	
2				月 日～月 日	
3				月 日～月 日	
4				月 日～月 日	
5				月 日～月 日	

(2) 加配支援員等

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3:1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1:1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

3 強力運用加算分

項目	対象児童数	開設日数	基準額 C
弾力運用加算			
夏季弾力運用加算			
学校休業期間弾力運用加算	学年始 冬季		
	学年末		
合計			

基準額 (A+B+C) D	徵収すべき保育料額 E	補助基準額 (D-E)

※1「特定事業実施」欄は、学習や運動教室との連携、昼食提供サービスなど、多くの児童の受け入れに資する魅力ある事業を実施する場合に「有」とすること。

※2「区分」欄は、加配対象児童に対して「3対1」もしくは「1対1」支援の区分を記載すること。

様式第15号(第8条第6号関係)

收支内訳書

民設児童育成クラブ名

(1) 収入の部

項目	金額	内訳
保護者負担金		
保育料		
おやつ代		
教材、材料費		
その他		
補助金		
その他収入		
合 計		

(2) 支出の部

項目	金額	内訳
支援員等人件費 (内 加配支援員等)	()	
給料		
手当		
社会保養料		
福利厚生費		
研修費		
その他		
児童活動費		
保育料等の運営費		
備品購入費		
活動費		
保険料		
おやつ代		
施設維持管理費		
光熱水費		
通信運搬費		
修繕料		
施設利用料		
賃借料		賃借料
其他の駐車場代等		
送迎費		
その他		
合 計		

付 則

この要綱は、令和2年6月16日から施行し、令和2年度以後に実施される補助対象事業について適用する。

(令和2年6月16日掲示済み)

草津市告示第212号

草津市猫の多頭飼育救済無料不妊手術チケット利用取扱要綱を次のとおり制定する。

令和2年6月25日

草津市長 橋 川 渉

草津市猫の多頭飼育救済無料不妊手術チケット利用取扱要綱**(趣旨)**

第1条 この要綱は、市民の快適な生活環境の確保を図るとともに、猫の多頭飼育崩壊による住民トラブルをなくすため、猫の多頭飼育崩壊の現場において、猫に不妊手術を施そうとする者を支援するために、公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（多頭飼育救済枠）の猫の無料不妊手術チケット（以下「チケット」という。）を利用するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い猫 飼い主が明確であり、飼い主から餌をもらい管理されている猫をいう。
- (2) 飼い主のいない猫 特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫をいう。
- (3) 多頭飼育者 飼い猫または飼い主のいない猫を多頭飼育している者をいう。
- (4) 不妊手術 オス猫の去勢手術またはメス猫の避妊手術をいう。
- (5) 多頭飼育崩壊 市内で飼い猫または飼い主のいない猫が過剰に繁殖し、適切な飼育ができない状態をいう。
- (6) 生活困窮者 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている世帯に属する者およびこ

れに準ずる低所得世帯に属する者ならびに市長が特に認める者をいう。

(交付対象)

第3条 チケットの交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 次条に定める基準に該当する多頭飼育者による多頭飼育崩壊の現場において、不妊手術を施す団体。ただし、多頭飼育者本人および親族を含む団体は、除くものとする。
- (2) その他市長が必要と認める団体
(多頭飼育者の基準)

第4条 前条第1号の多頭飼育者は、次の各号のすべてに該当する多頭飼育者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく草津市の住民基本台帳に記載されていること。
- (2) 滋賀県動物の保護および管理に関する条例（平成6年滋賀県条例第13号）第6条の2に基づく多頭飼養届出の基準である10匹以上の猫を飼育しており、多頭飼育崩壊により適切な飼育ができず近隣住民に対し悪臭等の被害があること。
- (3) 多頭飼育者およびその属する世帯の世帯員が生活困窮者であり、不妊手術を施すことが困難であること。

(交付対象外)

第5条 次の各号に掲げる飼い猫または飼い主のいない猫について、不妊手術を受けさせようとする者は、チケットの交付の対象外とする。

- (1) 多頭飼育者が飼育していない飼い主のいない猫
- (2) 多頭飼育者以外が飼育する飼い猫
- (3) その他チケットの利用が適当と認められない飼い主のいない猫

(事前協議)

第6条 チケットを利用しようとする者は、猫の多頭飼育救済無料不妊手術チケット利用事前協議書（別記様式第1号）を提出して、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(申請)

第7条 チケットを利用しようとする者は、猫の多頭飼育救済無料不妊手術チケット交付申請書（別記様式第2号）を提出するものとする。

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請内容を審査し、適正と認められるときは、公益財団法人どうぶつ基金にチケットの交付申

請を行い、公益財団法人どうぶつ基金よりチケット交付の可否の決定を受けたときは、猫の多頭飼育救済無料不妊手術チケット交付決定通知書（別記様式第3号）または猫の多頭飼育救済無料不妊手術チケット不交付決定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

（チケットの交付）

第9条 市長は、前条の規定により交付決定を行うときは、チケットの交付を併せて行うものとする。

（活動報告）

第10条 交付決定を受けた者は、不妊手術終了後速やかに猫の多頭飼育救済無料不妊手術チケット利用報告書（別記様式第5号）を提出するとともに、利用しなかったチケットを返還するものとする。

（チケットの返還）

第11条 市長は、交付決定を受けた者のチケットの利用方法が著しく不適当と認められる場合においては、猫の多頭飼育救済無料不妊手術チケット返還通知書（別記様式第6号）により通知し、既に交付したチケットの全部または一部の返還を求めるものとする。

2 市長は、交付決定を受けた者からチケットの返還があったときは、公益財団法人どうぶつ基金へチケットの返還を行うものとする。

（免責）

第12条 市長は、不妊手術に関連して生じた事故等について一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年6月25日から施行する。

別記
様式第1号（第6条関係）

猫の多頭飼育救済無料不妊手術チケット利用事前協議書

年 月 日

草津市長 宛

住所
団体名
代表者名
電話番号

㊞

草津市猫の多頭飼育救済無料不妊手術チケット利用取扱要綱第6条の規定により、下記のとおり協議します。

記

1 多頭飼育場所 _____

2 多頭飼育場所の状況 _____

3 多頭飼育場所の猫の総数 _____

匹

4 猫の捕獲、動物病院への運搬を行う人 _____

5 手術後の猫の対応について

(1) 飼い主の元へ返します _____

匹

(2) 保護し、里親探しを行います _____

匹

※ 初回のみ下記の書類を提出してください。

(1) 団体規約（ある場合）

(2) 団体員名簿

様式第2号（第7条関係）

猫の多頭飼育救済無料不妊手術チケット交付申請書

年 月 日

草津市長 宛

住所
団体名
代表者氏名
電話番号

㊞

猫の多頭飼育救済無料不妊手術チケットの交付を受けたいので、草津市猫の多頭飼育救済無料不妊手術チケット利用取扱要綱第7条の規定により下記のとおり申請します。
なお、チケットの利用にあたり問題が生じた場合は、責任をもって対応します。

記

1 多頭飼育場所 _____

2 多頭飼育場所の状況 _____

3 多頭飼育崩壊に至った経緯 _____

4 申請枚数 _____ 枚（内訳 オス _____ 匹 メス _____ 匹）

5 希望する協力病院 _____

（特記事項）

公益財団法人どうぶつ基金が発行する猫の多頭飼育救済無料不妊手術チケットを交付するため、申請枚数の交付ができない場合があります。

裏面の同意書も必ず御記入ください⇒

<p style="text-align: center;">同意書</p> <p>1 動育するすべての猫(飼い猫および飼い主のいない猫)の不妊手術を行うことに同意します。(全匹の不妊手術が条件です。) 2 不妊手術の際に猫の耳先をV字カットすることに同意します。 3 不妊手術後は、責任をもって最期まで飼育をします。万が一、飼育ができない場合は、新しい飼い主を探します。 4 チケットの申請にあたり、私および世帯全員の所得状況等についての調査に協力します。</p> <p style="text-align: center;">年　月　日</p> <p>(住所) _____</p> <p>(氏名) _____</p> <p>※ 本同意書は、多頭飼育者本人が記名・押印してください。 ※ 多頭飼育者本人および世帯員の所得状況等の確認を行います。下記の書類の写しを添付して提出してください。 (1) 生活保護法の規定による保護を受ける世帯:生活保護受給証明書 (2) 山県民税非課税世帯:多頭飼育者本人および世帯員の非課税証明書 (3) 主たる生計維持者の離職:離職証明書等、主たる生計維持者の離職が確認できる書類 (4) その他提出書類 ()</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p>草津市長</p>	<p style="text-align: center;">様式第5号(第10条関係)</p> <p>猫の多頭飼育救済無料不妊手術チケット利用報告書</p> <p>年　月　日</p> <p>草津市長　宛</p> <p>住所 団体名 代表者氏名 電話番号</p> <p>下記のとおり、猫の多頭飼育救済無料不妊手術チケットを利用したので、草津市猫の多頭飼育救済無料不妊手術チケット利用取扱要綱第10条の規定により報告いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 交付枚数 枚</p> <p>2 利用枚数 枚 (内訳 オス □ メス □)</p> <p>3 返却枚数 枚</p> <p>4 利用の詳細</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>毛色・特徴</th> <th>性別</th> <th>手術日</th> <th>チケット番号</th> <th>病院名</th> <th>実施場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>様式第6号(第11条関係)</p> <p>年　月　日</p> <p>草津市長</p> <p>猪の多頭飼育救済無料不妊手術チケット返還通知書</p> <p>年　月　日付けで交付した猪の多頭飼育救済無料不妊手術チケットについては、利用方法が著しく不適当と認められるので、草津市猪の多頭飼育救済無料不妊手術チケット利用取扱要綱第9条の規定により、下記のとおり返還するよう通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 返還枚数 枚 (チケット番号: _____ ~ _____)</p> <p>2 返還期限 年　月　日まで</p> <p>※ 期限までに返還されない場合は、猪の多頭飼育救済無料不妊手術チケットの交付申請をされても、今後一切交付を行いませんので御留意ください。</p> <p style="text-align: right;">(令和2年6月25日掲示済み)</p> <p>草津市告示第213号 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の28お</p>	番号	毛色・特徴	性別	手術日	チケット番号	病院名	実施場所	1							2							3							4							5							6							7							8							9							10							11							12						
番号	毛色・特徴	性別	手術日	チケット番号	病院名	実施場所																																																																																						
1																																																																																												
2																																																																																												
3																																																																																												
4																																																																																												
5																																																																																												
6																																																																																												
7																																																																																												
8																																																																																												
9																																																																																												
10																																																																																												
11																																																																																												
12																																																																																												

より障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20の規定により次の者を指定障害児相談支援事業者および指定特定相談支援事業者として指定したので、草津市指定特定相談支援事業者および草津市指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年草津市規則第16号）第4条の規定に基づき告示する。

令和2年6月26日

草津市長 橋川渉

事業者の名称	事業所の名称および所在地	指定年月日	指定特定相談支援または指定障害児相談支援の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
企業組合労協センター事業団	草津市地域福祉事業所 みんなの家 相談支援 スマイル空 滋賀県草津市野村二丁目1-2	令和2年 6月1日	指定特定相談支援、 指定障害児相談支援	障害児 身体障害者 知的障害者	指定特定相談支援事業所 2530600127 指定障害児相談支援事業所 2570600441

（令和2年6月26日掲示済み）

草津市告示第214号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したものうち、次のものから同法第50条の2の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年6月26日

草津市長 橋川渉

名称	所在地	廃止年月日
あまつ歯科医院	草津市追分南二丁目1-5 ファミールDAN1 G号室	令和2年 5月31日

（令和2年6月26日掲示済み）

草津市告示第215号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年6月26日

草津市長 橋川渉

名称	所在地	指定年月日
あまつ歯科医院	草津市追分南二丁目1-5 ファミールDAN1 G号室	令和2年 6月1日

（令和2年6月26日掲示済み）

草津市告示第216号

草津市飲食店応援チケット事業補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和2年6月26日

草津市長 橋川渉

草津市飲食店応援チケット事業補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、売上が減少し、または業績が悪化した飲食店への支援を図るため、草津市飲食店応援チケット事業に要する経費に対し、予算の範囲内において草津市飲食店応援チケット事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食店 食品を調理し、設備を設けて客に飲食させる営業（以下「飲食店営業」という。）を行う店舗をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (3) 飲食店応援チケット 市内の飲食店から飲食の提供を受ける権利を表す証票であって、市長が定める様式を用いて飲食店営業を行う中小企業者が販売するものをいう。
- (4) 飲食の提供 飲食店内における飲食物の提供または持ち帰りもしくは配達による飲食物の提供（専ら持ち帰りまたは配達による飲食物の提供を行う者がする場合を除く。）をいう。

（補助対象者）

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号にいずれにも該当する者とする。

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定により許可を受けた「飲食店営業」または「喫茶店営業」を営む者
- (2) 年間を通じて、常設の店舗内で飲食スペースを有して営業を行っている者（ただし、移動販売車による営業を行う者、持ち帰り専門店（持ち帰り

または配達を主とする場合を含む。）を営む者、イートインスペースを設けているスーパーマーケット・コンビニエンスストア等を営む者、スペース利用や演奏がサービスの対価となる業態（カラオケボックス、ネットカフェ、漫画喫茶、ライブハウス等）を営む者および自動販売機での購入のみを対象とする施設を営む者を除く。）

- (3) 市内に店舗を有する中小企業者
- (4) 店舗において別に定める感染拡大防止対策を実施している者
- (5) 自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していている者
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (6) 前号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人でない者
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当しない者

（補助対象事業）

第4条 この要綱による補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が市の提供する飲食店応援チケットを利用する事業とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、飲食店応援チケットの券面記載金額の合計に3分の1を乗じて得た額（小数点以下は切り捨て）とし、1店舗あたりの上限額は30万

円とする。

(申請)

第6条 補助対象事業に参加しようとする中小企業者の飲食店（以下「参加店舗」という。）は、草津市飲食店応援チケット事業参加申込書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 誓約書（別記様式第2号）

(2) 口座振込依頼書（別記様式第3号）

(3) 補助金の振込口座の通帳の写し

(4) 営業許可証の写し

(5) 申請する店舗の外観写真と内部写真

(6) その他市長が必要と認める書類

(参加店舗の決定)

第7条 市長は、参加店舗として認める決定をしたときは、草津市飲食店応援チケット事業参加承認通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は、参加店舗として認めない決定をしたときは、その理由を付して草津市飲食店応援チケット事業参加不承認通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による参加店舗として認める決定に当たって、必要と認める条件を付することができる。

(飲食店応援チケット綴りの交付)

第8条 市長は、参加店舗に対し飲食店応援チケットの綴りを交付する。

(飲食店応援チケットの販売等)

第9条 参加店舗は、参加店舗印を押印した飲食店応援チケットを、参加店舗において販売するものとする。

2 飲食店応援チケットは、1枚当たりの券面記載金額を500円とする6枚を1冊とし、1冊の販売価格を2,000円とする。

3 飲食店応援チケットの購入対象者は、草津市内に居住するものとし、1人あたりの1店舗での飲食店応援チケット購入冊数の上限は、1日1冊とする。

(飲食店応援チケットの使用等)

第10条 参加店舗は、飲食の提供に対する代金に相当する券面記載金額の飲食店応援チケットを受領することにより、当該代金の支払を受けるものとする。

2 飲食店応援チケットの使用期間は、令和2年8月1日から同年10月31日までとする。

3 飲食の提供に対して使用された飲食店応援チケッ

トの券面記載金額の合計額が飲食の提供の代金を上回るときは、参加店舗は当該上回る額に相当する金銭の支払を行わないものとする。

4 飲食店応援チケットは、販売した参加店舗に限り使用することができるものとし、転売、譲渡または換金を行うことができないものとする。

5 飲食店が廃業した場合等についても、飲食店応援チケットについて市は補償を行わないものとする。

(交付申請等)

第11条 補助金の交付を受けようとする参加店舗は、補助対象事業を行ったときは規則第3条第1項および第16条第1項の規定にかかわらず草津市飲食店応援チケット事業補助金交付申請書兼誓約書兼請求書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 草津市飲食店応援チケット事業実績報告書（別記様式第7号）

(2) 草津市飲食店応援チケット事業販売台帳（別記様式第8号）

(3) 使用された飲食店応援チケットの半券

(4) 販売された飲食店応援チケットの表紙の半券

(5) 販売していない飲食店応援チケットの綴り（補助金の交付の申請を複数回に分けて行おうとする場合にあっては、最後に補助金の交付を申請するとき有限る。）

(6) その他市長が必要と認める書類

2 規則第13条に規定する実績報告は、前項の申請書の添付書類の提出によってなされたものとみなす。

3 第1項の規定による申請は、令和2年8月3日から同年11月13日までの間に行うものとし、別表に定める期間の各々において1回の申請を行うことができる。

(補助金の交付決定および交付額の確定)

第12条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第6条の規定にかかわらず、草津市飲食店応援チケット事業補助金交付決定通知書（別記様式第9号）により通知するものとする。

2 前項の決定の通知により、規則第14条に規定する確定通知をしたものとみなす。

3 市長は、補助金の不交付を決定したときは、草津市飲食店応援チケット事業補助金不交付決定通知書（別記様式第10号）により通知するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項

は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第11条第1項に規定する交付の申請をした者については、この要綱は、同日以後も、なお従前の例による。

別表 (第11条第3項関係)

区分	補助金申請期間
第1期	令和2年8月3日～同年9月4日
第2期	令和2年9月5日～同年10月2日
第3期	令和2年10月3日～同年11月13日

別記

様式第1号 (第6条関係)

草津市長 宛 年 月 日

事業所の所在地

事業者の名称

代表者の氏名

印

草津市飲食店応援チケット事業参加申込書

草津市飲食店応援チケット事業への参加について、草津市飲食店応援チケット事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申し込みます。

1. 申請事業者の情報(必須)

申請事業者名 (法人名・地主の個人 情報等を含む)	マリカナ 名印	
代表者名 (法人登 記済会員)		
住所	〒	
メール アドレス		
担当者	販売者 印	連絡先 TEL FAX
中小企業者ごとに ご記載	販売者 (法人登 記済会員) 5,000万円以下	中山温泉基礎 江の上の食糧 (注1) 高野製麺株 式会社 印

※1 「小売業」または「サービス業」と認入してください。飲食店の方は「小売業」、宿泊業の方は「サービス業」と認入してください。

※2 小売業は50人以上。サービス業は100人以下である場合申請可駄となります。

2. 申請対象店舗の情報

基本情報 (必記)	フリガナ	
	店舗名	
	フリガナ	
	住所	〒
	電話番号	
	FAX	
店舗担当者		
店舗URL (既存)		
SNS (任意)	店舗 Facebook	
	Instagram	
	Twitter	
	業種 (1つにチ ック)	<input type="checkbox"/> 洋食 <input type="checkbox"/> 和食 <input type="checkbox"/> お寿司 <input type="checkbox"/> うどん・そば <input type="checkbox"/> ラーメン <input type="checkbox"/> カフェ <input type="checkbox"/> 普及店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 中華 <input type="checkbox"/> 外国料理 <input type="checkbox"/> イタリアン <input type="checkbox"/> ファミレス <input type="checkbox"/> 料理店 <input type="checkbox"/> JR・R・S・S・シナク <input type="checkbox"/> スイーツ <input type="checkbox"/> そい他()
	店舗の存 する施設 (既存)	<input type="checkbox"/> JR草津駅東側 <input type="checkbox"/> JR草津駅西側 <input type="checkbox"/> JR新幹線駅前 <input type="checkbox"/> JR南草津駅西側
定休日 (必記)	営業時間 (必記)	
店舗写真 (任意)	(100字以下)	
希望面数 (必記)	(上記 300冊)	

※2 店舗以上申請する場合は、このページを複数枚記入してください。

- 「募集要項」の内容をすべて確認し、内容に同意します。(同意される場合は、□へチェックしてください。)
- 今後、草津市の経済対策について、草津市または草津市の委託業者から案内を受けることを希望します。(希望される場合は、□へチェックしてください。)

申請書類確認欄 (書類が全て揃っているかを申請前に確認し、□へチェックしてください。)

- 上記「募集要項」の内容への同意へのチェック
- 草津市飲食店応援チケット事業参加申込書 (様式第1号)
- 契約書 (様式第2号)
- 口座振込依頼書 (様式第3号)
- 補助金の振込に応じた通帳の写し
(銀行名・支店名・支店番号・口座種別・口座番号・口座名義人が確認できるもの)
- 営業許可証の写し (参加する店舗の全て)
- 申請する店舗の外観写真と内部写真 (参加する店舗の全て)

様式第2号 (第6条第1号関係)

誓 約 書

私は、「草津市飲食店応援チケット事業」への参加を申請するに当たり、下記の内容について、誓約いたします。

記

- 1 募集要項り「感染拡大防止対策の実施について」に記載された取組を実施します。
- 2 利用者に対して、チケットで購入された店舗以外では使用できないことを説明するにとどめます。
- 3 チケットが販売された店舗以外で利用された場合は、市が一切関与しないことについて承諾します。
- 4 チケットを利用できなくなった場合の対応について(各店舗の責任で様子により対応)、市は一切関与しないことについて承諾します。
- 5 チケットの販売は、草津市民であることを確認した上で行い、草津市域以外には販売しません。
- 6 本使用チケットについて、補助金の申請は行いません。なお、未使用チケットについて補助金の申請が判明した場合、補助金の返還に応じることを承諾します。
- 7 ふとした場合があれども、チケットの再販を申請できないことを承諾します。
- 8 補助金の申請期間(令和2年11月13日まで)後は、補助金の申請ができないことを承諾します。
- 9 申請要件を満たしておらず、または申請にあたり虚偽が判明した場合は、参加を即座に中止するにともなく、補助金交付ができなくなることを承諾します。また、既に補助金交付されている場合は、返金に応じることを承諾します。
- 10 新型コロナウイルス感染症拡大等による、事業を延長・中止・延長する場合があることを承諾します。

1.1 私または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。)第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもつて、暴力団または暴力団員を利用してしている者
- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは間接的に暴力団の運営に協力し、または関与している者
- (5) 暴力団または暴力団員と社会的に難離れるべき関係を有している者
- (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

1.2 1.1の(2)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

年 月 日

草津市長 橋川 浩 宛

〔個人にあっては住所。法人、団体にあっては事業所所在地〕

住 所 〒

〔法人、団体にあっては法人・団体名、代表者名〕

(ふりがな)
姓 〒

様式第3号（第6条第2号関係）

口座振込依頼書

(あて先)
草津市長 宛

年 月 日

住所

TEL

氏名

法人、団体にあっては法人・団体名、代表者名、代表印とする

補助金については、下記の預金口座へ振込んでください。

金融機関名	銀行・信託金庫 信託組合・農協	本店・支店 本所・支所・出張所
金融機関コード	支店コード	
預金の種類	1. 普通（複合口座） 2. 当座	
口座番号	番号は右づめでご記入ください。	
註	預金通帳に記載されているとおりにご記入ください。 30文字まで登録できます。	
座名義	フリガナ	

(注) *預金通帳をご覧のうえ、正確にご記入ください。
*振込口座を変更した場合は、必ずご連絡ください。
*右の*印部分は市が使用するためのものです。

▲請求書類 (扶助金申請書)	■ 入金書

様式第4号（第7条第1項関係）

年 月 日

事業者
名 称
代表者
様

草津市長

草津市飲食店応援チケット事業参加承認通知書

年 月 日付で申請のあった草津市飲食店応援チケット事業への参加について、下記のとおり参加店舗として承認するので、草津市飲食店応援チケット事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知し、同要綱第9条の規定により飲食店応援チケットの振りを交付します。

記

- 1 参加店舗の名称
- 2 飲食店応援チケット振りの交付数 円
- 3 参加店舗の承認の条件
 - (1) 審査要領中「感染拡大防止対策の実施について」に記載された段組を実施すること。
 - (2) 利用者に対して、チケットが販売された店舗以外では使用できないことを説明するとともに、説明されなかつことによるトラブルについては、店舗の責任において解決すること。
 - (3) チケットを販売した店舗以外でチケットが利用された場合は、補助金交付の対象とならない旨について承認すること。
 - (4) 万一、閉店等によりチケットを利用できなくなった場合の返金については各店舗の責任で行うこととし、市は一切閉鎖しないことについて承認すること。
 - (5) チケットの販売は、草津市民であることを確認した上で行い、草津市民以外には販売しないこと。
 - (6) 未使用チケットについて、補助金の申請は行わないこと。なお、未使用チケットについて補助金の申請が判明した場合、補助金の返金に応じること。
 - (7) 補助金の申請期間（令和2年8月3日から同年11月13日まで）後は、補助金の申請を行わないこと。
 - (8) 申請要件を満たしておらず、または申請にあたり虚偽が判明した場合は、参加を即座に中止するとともに、補助金交付ができなくなることを承認すること。補助金交付されている場合は、返金に応じること。

(9) 新型コロナウイルス感染症拡大等により、事業を延期・中止・延長する場合があることを承諾します。

(10) 市長から草津市補助金等交付規則の規定による報告の求めまたは調査等があったときは、これに応じること。

(11) 市長もしくはその委任を受けた者の監査に応じること。

(12) 疑義が生じたときは、その都度協議すること。

(13) その他要綱の規定を遵守すること。

様式第5号（第7条第2項関係）

第 号
年 月 日事業者
名 称
代表者
様

草津市長

草津市飲食店応援チケット事業参加不承認通知書

年 月 日付で申請のあった草津市飲食店応援チケット事業への参加について、下記のとおり参加店舗として承認しないことを決定したので、草津市飲食店応援チケット事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 承認しない理由

2 その他

様式第6号（第11条第1項関係）

年 月 日

草津市長 宛
事業所の所在地事業者の名称
代表者の氏名 印

草津市飲食店応援チケット事業補助金交付申請書兼誓約書及請求書

草津市飲食店応援チケット事業補助金の交付をされたく、草津市飲食店応援チケット事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請するとともに、下記金額を請求します。

記

1 交付申請金額 金 円

2 添付書類

- (1) 使用された飲食店応援チケットの半券（大きい方）
- (2) 草津市飲食店応援チケット事業実績報告書（別記様式第7号）
- (3) 草津市飲食店応援チケット事業販売台帳（別記様式第8号）
- (4) 販売された飲食店応援チケットの表紙の市民確認票
- (5) 販売していない飲食店応援チケットの裏（複数回に分けて申請する場合は、最後の申請に添付すること。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

誓約書

提出した飲食店応援チケットの半券は、飲食を提供し、その代金の支払として受領したものに相違ありません。

なお、未使用的チケットの半券を、利用されたものとして補助金の実績報告として提出されたことが判明した場合には、補助金の返金に応じることを承諾します。

年 月 日
氏名（自署） 印

様式第7号(第11条第1項第1号関係)

草津市飲食店応援チケット事業実績報告書(年 月分)

※実績報告は、店舗ごとに行ってください。

提出日 年 月 日	
店舗の名称	
事業者の名称	
代表者の氏名 (法人のみ)	
店舗の所在地	
店舗の電話番号	
事業所の所在地	※法人は本店所在地、個人は開業届に記載の事業所所在地を記入してください。
使用された飲食店応援チケット枚数	500円× 枚 ※市認証欄 □回収した半券枚数と同じ。
補助金の申請回数 (3回まで)	今回の申請 同日
補助金の申請額	① 今回の申請額 (500円× 枚) × 1/3 = 円 ※小数点以下は切り捨て ※市認証欄 □回収した半券枚数と同じ。 ② 既申請額 円 ※補助企上限額300,000円を超える額は交付できません。

草津市飲食店応援チケット事業実績報告書

【9月実績表】

3

日付	販売実績 (市民確認票の数)	利用枚数	日付	販売実績 (市民確認票の数)	利用枚数
平成32年9月1日 火	両	枚	9月12日 水	両	枚
9月2日 水	両	枚	9月13日 木	両	枚
9月3日 金	両	枚	9月14日 金	両	枚
9月4日 土	両	枚	9月15日 日	両	枚
9月5日 日	両	枚	9月16日 月	両	枚
9月6日 月	両	枚	9月17日 火	両	枚
9月7日 水	両	枚	9月18日 木	両	枚
9月8日 金	両	枚	9月19日 金	両	枚
9月9日 土	両	枚	9月20日 日	両	枚
9月10日 日	両	枚	9月21日 月	両	枚
9月11日 月	両	枚	9月22日 火	両	枚
9月12日 水	両	枚	9月23日 木	両	枚
9月13日 金	両	枚	9月24日 金	両	枚
9月14日 土	両	枚	9月25日 日	両	枚
9月15日 日	両	枚	9月26日 月	両	枚
9月16日 月	両	枚	9月27日 火	両	枚
9月17日 水	両	枚	9月28日 木	両	枚
9月18日 金	両	枚	9月29日 金	両	枚
9月19日 土	両	枚	9月30日 日	両	枚
9月20日 日	両	枚			
9月21日 月	両	枚			
9月22日 火	両	枚			
9月23日 木	両	枚			
9月24日 金	両	枚			
9月25日 日	両	枚			
9月26日 月	両	枚			
9月27日 火	両	枚			
9月28日 木	両	枚			
9月29日 金	両	枚			
9月30日 日	両	枚			
9月31日 月	両	枚			

9月合計販売実績
(市民確認票の数)

両

様式第8号(第11条第1項第2号関係)

草津市飲食店応援チケット事業報告台帳

(登録店舗名:)

日付	販売実績 (市民確認票の数)	利用枚数	日付	販売実績 (市民確認票の数)	利用枚数
平成32年8月1日 土	両	枚	8月12日 月	両	枚
8月2日 日	両	枚	8月13日 火	両	枚
8月3日 水	両	枚	8月14日 水	両	枚
8月4日 木	両	枚	8月15日 木	両	枚
8月5日 金	両	枚	8月16日 金	両	枚
8月6日 土	両	枚	8月17日 土	両	枚
8月7日 日	両	枚	8月18日 日	両	枚
8月8日 月	両	枚	8月19日 月	両	枚
8月9日 火	両	枚	8月20日 火	両	枚
8月10日 水	両	枚	8月21日 水	両	枚
8月11日 木	両	枚	8月22日 木	両	枚
8月12日 金	両	枚	8月23日 金	両	枚
8月13日 土	両	枚	8月24日 土	両	枚
8月14日 日	両	枚	8月25日 日	両	枚
8月15日 月	両	枚	8月26日 月	両	枚
8月16日 火	両	枚	8月27日 火	両	枚
8月17日 水	両	枚	8月28日 金	両	枚
8月18日 木	両	枚	8月29日 土	両	枚
8月19日 金	両	枚	8月30日 日	両	枚
8月20日 土	両	枚	8月31日 月	両	枚
8月21日 日	両	枚			

8月合計販売実績
(市民確認票の数)

両

草津市飲食店応援チケット事業報告台帳

【9月実績表】

3

日付	販売実績 (市民確認票の数)	利用枚数	日付	販売実績 (市民確認票の数)	利用枚数
平成32年10月1日 木	両	枚	10月17日 木	両	枚
10月2日 金	両	枚	10月18日 日	両	枚
10月3日 土	両	枚	10月19日 月	両	枚
10月4日 日	両	枚	10月20日 火	両	枚
10月5日 月	両	枚	10月21日 水	両	枚
10月6日 火	両	枚	10月22日 木	両	枚
10月7日 水	両	枚	10月23日 金	両	枚
10月8日 木	両	枚	10月24日 土	両	枚
10月9日 金	両	枚	10月25日 日	両	枚
10月10日 土	両	枚	10月26日 月	両	枚
10月11日 日	両	枚	10月27日 火	両	枚
10月12日 月	両	枚	10月28日 水	両	枚
10月13日 火	両	枚	10月29日 木	両	枚
10月14日 水	両	枚	10月30日 金	両	枚
10月15日 木	両	枚	10月31日 土	両	枚
10月16日 金	両	枚			

10月合計販売実績
(市民確認票の数)

両

様式第9号（第12条第1項関係）

第 年 月 日

事業者
名 称
代表者 様

草津市長

草津市飲食店応援チケット事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった草津市飲食店応援チケット事業補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので、草津市飲食店応援チケット事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定金額 金 円

2 交付条件

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたときは、その他の要綱の規定に違反したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことがある。
- (2) 市長から草津市補助金等交付規則第15条の規定による報告の求めまたは調査等があったときは、これに応じること。
- (3) 市長もしくはその委任を受けた者の監査等に応じること。
- (4) 説明が生じたときは、その都度協議すること。
- (5) その他要綱の規定を遵守すること。

様式第10号（第12条第3項関係）

第 年 月 日

事業者
名 称
代表者 様

草津市長

草津市飲食店応援チケット事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった草津市飲食店応援チケット事業補助金について、下記のとおり交付しないことに決定したので、草津市飲食店応援チケット事業補助金交付要綱第12条第3項の規定により通知します。

記

1 交付しない理由

2 その他

(令和2年6月26日掲示済み)

草津市告示第217号

令和2年6月5日開会の草津市議会定例会において議決を経た令和2年度草津市一般会計補正予算等の要領は、次のとおりである。

令和2年6月29日

草津市長 橋川涉

1 予算題目一覧

令和2年度草津市一般会計補正予算（第2号）

令和2年度草津市財産区特別会計補正予算（第1号）

令和2年度草津市学校給食センター特別会計補正予算（第1号）

令和2年度草津市一般会計補正予算（第3号）

令和2年度草津市一般会計補正予算（第4号）

2 要領 略

(令和2年6月29日掲示済み)

草津市告示第218号

草津市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱を次のとおり制定する。

令和2年6月30日

草津市長 橋川涉

草津市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱（趣旨）

第1条 市長は、環境こだわり農業、地球温暖化防止、生物多様性保全等の環境保全に資する取組を推進するため、環境保全型農業直接支払交付金実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10953号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）および環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）ならびに滋賀県環境保全型農業直接支払交付金交付要綱（平成24年4月6日付け滋農経第325号滋賀県農政水産部長通知）に基づき実施する環境保全型農業直接支払交付金に係る事業について、予算の範囲内において草津市環境保全型農業直接支払交付金（以下「交

付金」という。)を交付するものとし、その交付に
関しては、草津市補助金等交付規則(昭和59年規則
第11号。以下「規則」という。)に規定するもの
ほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者等)

第2条 交付対象者、交付対象農地、交付対象活動の
内容および交付単価は、別表に定めるところによ
る。

2 交付金の交付額は、別表に定める交付対象活動の
取組面積に交付単価を乗じて算出された額の合計額
とする。

(交付申請書の添付書類)

第3条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書の
添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 実施要領第8の1(1)に規定する「事業計画」
(共通様式第2号) および営農活動計画書(共通
様式第3号)
- (2) その他市長が必要と認める書類
(実績報告書等)

第4条 規則第13条に規定する実績報告は、実施要領
に定める実施状況報告書の提出をもってなされたも
のとみなし、その添付書類は次に掲げるものとす
る。

- (1) 実施要領第8の4(1)のアに規定する様式第8号
- (2) その他市長が必要と認める書類
(書類の整備)

第5条 交付金の交付決定を受けた者は、交付対象活
動に係る経費の収入支出を明らかにした帳簿証拠書
類その他関係書類を整備しておかなければなら
ない。

2 前項の帳簿、書類等は、事業終了の年度の翌年度
から5年間保管しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項
は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年6月30日から施行し、令和
2年度の交付金から適用する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を
失う。ただし、第4条に規定する実績報告および第
5条第2項に規定する保存の期間については、なお
従前の例による。

別表(第2条関係)

交付 対象者	交付対象 農地	交付対象 活動の 内容	交付単価	
			国および 滋賀県と 本市を合 わせた10 アール当 たりの交 付金の交 付単価	本市の10 アール当た りの交付金 の交付単価
実施要領 第1の1 および2 に定める 対象者	実施要綱 別紙の第 1の3に 定める対 象農地	実施要綱 別紙の第 1の4に 定める農 業生産活 動	実施要綱 別紙の第 1の5の 表中の② に定める 10アール 当たりの 単価を上 限とす る。	実施要綱別 紙の第1の 5の表中の ②に定める 10アール當 たりの單價 に1/4を乘 じた額を上 限とし、國 費の1/2以 上とする。

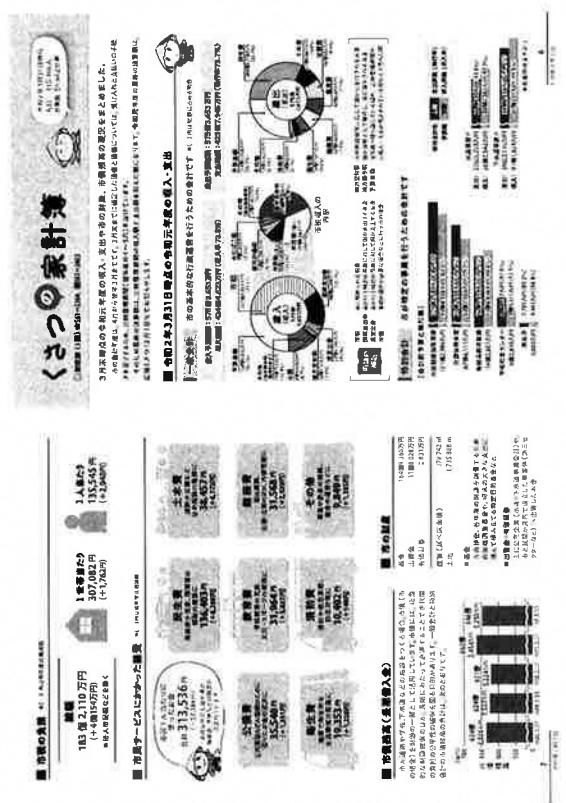
(令和2年6月30日掲示済み)

草津市告示第219号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第
1項および草津市「財政事情」の作成及び公表に関する
条例(昭和30年草津市条例第5号)第2条第1項の
規定により、令和元年度の予算の収入・支出状況、市
債の状況および市有財産の状況をここに公表する。

令和2年7月1日

草津市長 橋川涉



(令和2年7月1日掲示済み)

草津市告示第220号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年7月1日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 市・県民税督促状 | 1件 |
| (2) 固定資産税・都市計画税督促状 | 2件 |
| (3) 市・県民税特別徴収督促状 | 1件 |
| (4) 配当計算書（謄本） | 1件 |

計5件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和2年7月8日に送達があつたものとみなす。

姓	名	性別	年齢						
1 木手	1 小林	女	65	65	65	65	65	65	65
2 大森	2 佐藤	男	64	64	64	64	64	64	64
3 大森	3 佐藤	女	64	64	64	64	64	64	64
4 大	4 佐藤	女	64	64	64	64	64	64	64

(令和2年7月1日掲示済み)

草津市告示第221号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したとき

は、いつでも交付する。

令和2年7月1日

草津市長 橋川渉

1 送達すべき書類

令和2年度 介護保険料額決定通知書
介護保険料還付通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり

3 上記の書類については、令和2年7月8日に送達
があつたものとみなす。

令和2年度介護保険料額決定通知書公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	田代 晴美	草津市西野町一丁目6番25号
2	大村 利男	草津市中瀬町二丁目6番5号
3	猪 岩三郎	草津市中瀬町二丁目5番12号 入浴往 5号
4	山口 ふだえ	草津市中瀬町二丁目9番4号
5	森 伸	草津市中瀬町二丁目9番4号 入浴往 4号
6	佐記 伸哉	草津市中瀬町二丁目12番4号 入浴往 3号 コーポソリティ 9番 10号
7	奥久 伸	草津市中瀬町一丁目7番12号 入浴往 3号
8	内堀 順子	草津市中瀬町一丁目7番19号 ハイツコロッジ 10号
9	今井 香	草津市中瀬町一丁目7番19号
10	山本 実治	草津市中瀬町一丁目6番1号 入浴往 3号 アンハイツカラット2号
11	芦原 裕次	草津市中瀬町一丁目6番1号 入浴往 3号 入浴 20号
12	吉田 幸男	草津市中瀬町6号 1階2号 三井住友
13	新谷 三次	草津市中瀬町10号 6号
14	金正 真代美	草津市中瀬町10号 6号
15	佐野 久	草津市中瀬町10号 6号
16	元田 セツ子	草津市中瀬町10号 6号 503号 万葉 -2号 -5号
17	山田 四郎	草津市中瀬町10号 6号
18	丸山 肇	草津市中瀬町10号 6号 501号 ハーランドハウス
19	三宅 三幸	草津市中瀬町10号 6号 506号 カワ・ソラブ*
20	三上 文江	草津市中瀬町10号 6号 507号 チコビタドヤ内
21	笠下 利造	草津市中瀬町10号 6号 2号 万葉ビル (6号)
22	鈴 万葉	草津市中瀬町10号 6号 2号 万葉ビル (6号)
23	大木 一輝	草津市中瀬町10号 2号 6号
24	上田 浩	草津市中瀬町10号 6号 403号
25	大木 浩	草津市中瀬町10号 6号 403号
26	水戸 朝	草津市中瀬町10号 5号 -2号 54号

介護保険料還付通知書公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	田代 晴美	草津市中瀬町一丁目6番6号-301号 CASA田代

(令和2年7月1日掲示済み)

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和2年6月19日

草津市長 橋川渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市南草津二丁目4番地5-206 レジエ南草津 井上 彩	草津市矢橋町字馬場963番3	187.65m ²	令和2.6.19	1484

(令和2年6月19日掲示済み)

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和2年6月19日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5021-039
 (2) 工事名 取水ポンプ場監視装置改修工事
 (3) 工事場所 草津市追分南四丁目他
 (4) 工事概要 ロクハ浄水場 遠方監視制御継電器盤改造 一式
 1段取水ポンプ場 取水ポンプ動力制御盤改造 一式
 2段取水ポンプ場 補機動力制御盤改造 一式
 CPS監視用端末 1台
 水道標準プラットフォームへの接続作業 一式
 (5) 工事期間 契約締結日から令和3年2月26日まで
 2 予定価格 72,531,000円（税抜き）
 3 最低制限価格 設定する。（事後公表）
 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
 また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
 (4) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和2年度において電気工事部門に登録されている者であること。
 (5) 上記(4)のうち、電気工事業の特定建設業の許可を有していること。
 (6) 経済産業省の水道施設情報整備促進事業補助事業採択事業者がサービスを提供する水道標準プラットフォームの参画事業者であること。
 (7) 平成22年4月1日以降に国内において、浄水場の遠方監視装置にかかる工事の施工実績を有すること。
 (8) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。
 ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。
 イ 主任技術者は、1級電気工事施工管理技士の資格を有する者であること。

ウ 主任技術者は、監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。

エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上）雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

- (1) 配布期間 令和2年6月19日午前9時から令和2年7月10日午後5時まで
- (2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

- (1) 受付期間 令和2年6月19日午前9時から令和2年6月30日午後5時まで
- (2) 受付場所 草津市役所契約検査課
- (3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。
E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp
- (4) 様式 別紙様式1を用いること。
- (5) 回答日・回答方法 令和2年7月2日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。
なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

- (1) 入札書受付期間 令和2年7月13日午前9時から令和2年7月14日 午後5時まで
- (2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。
- (3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。
- (4) 提出書類等
入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合は無効とする。また、再申請は認めない。
(ア) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）
(イ) 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し
(ウ) 電気工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるもの

写し

- (エ) 主任技術者（監理技術者）の一級電気工事施工管理技士であることを証明する一級技術検定合格証明書の写し
- (オ) 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し
- (カ) 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し
- (キ) 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上の）雇用関係が確認できる資料
- (ク) 見積内訳書
- (ケ) 5(7)の実績を確認できる資料（工事契約書の写し、工事仕様書の写し、コリンズ完了登録にかかる工事カルテの写し等）
- (5) 添付ファイルの容量は、2メガバイトまでとする。

9 開札

- (1) 開札日時 令和2年7月15日 午前10時00分から
- (2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

11 積算疑義申立て手続きに関する事項

- (1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。
- (2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

12 入札の無効

- (1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。

(3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。	日以内に契約書を提出しなければならない。
13 契約条項を閲覧する場所 草津市総務部契約検査課	(8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。	(9) 公正な入札が確保できない、または、できなかつたと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。	(10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。
16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。	21 入札に関する問い合わせ先 草津市総務部契約検査課 電話 077-561-2307（直通）
17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。	
18 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。	
19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。	
20 その他必要事項	（令和2年6月19日掲示済み）
(1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。	公 告
(2) 共同企業体での参加は認めない。	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告
(3) 上記5(8)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。	都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。
(4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。	令和2年6月30日
(5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。	草津市長 橋川 渉
(6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	
(7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10	

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市野村四丁目15番1-201号 メゾン野村 西村 少江	草津市駒井沢町字一ツ橋370 番3 外1筆	313.97m ²	令和2年 6月30日	1485

(令和2年6月30日掲示済み)

公 告

一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項および草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年7月1日

草津市馬場町財産区管理者
草津市長 橋 川 渉

1 入札物件

一般競争入札に付する草津市馬場町財産区保有地は、次のとおりとする。

売却物件

所在地 草津市馬場町字泉坪1213番1
地 目 雜種地
地 積 623.66m²

2 最低制限価格 4,270,000円

3 入札方法

地方自治法、草津市契約規則、草津市財産区一般競争入札実施要領、令和2年度草津市馬場町財産区財産売払一般競争入札要領および関係諸法令に準じて執行する。

4 申込資格

(1) 入札の参加者となることができる者は個人または法人で、申込人が入札参加者（落札された場合はその物件の購入者）となる。

(2) 2名以上の共有名義で参加できるものとする。

5 申込みのできない者

(1) 次の事項に該当する場合は入札に参加できない。
① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

い者

- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当すると草津市が認めたときから2年を経過しない者。その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、同様とする。
 - ① 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する草津市の職員
 - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項または第2項各号に該当すると認められる者
 - ③ 20歳未満（参加申込日現在）の者
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申し立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者
 - ⑤ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号。以下「破防法」といいます。）第5条第1項に規定する処分または無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「団体規制法」といいます。）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体および当該団体の役員または構成員となっている者
 - ⑥ 公告日から入札日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準および草津市物品関係指名等停止基準に基づく指名停止の措置期間中の者

- ⑦ 草津市税を滞納している者
- ⑧ 本入札要領の内容を承諾せず、順守できない者
- ⑨ 財産区財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していない者
- ⑩ 買受けた土地を、暴力団その他の反社会的団体およびそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者
- ⑪ 草津市から直接にまたは第三者を経由して不動産を買受けまたは借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めに違反した者
- ⑫ ⑪に該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者および違反時にあった者

6 入札参加申込書の提出

入札に参加しようとする者は、受付期間内に入札参加申込兼一般競争入札参加資格審査申請書を提出して所定の手続きをしなければならない。なお、一度提出された申込書類は、いかなる理由にかかわらず、一切返却しないものとする。また、共有名義とされる場合は、共有者の連名で申込みをしなければならない。なお、郵便等、電話、ファックス、電子メールによる申込みは認めない。

- (1) 受付期間 令和2年7月1日（水）から令和2年7月15日（水）まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)
- (2) 受付時間 午前9時00分から午後5時00分まで
- (3) 受付場所 草津市草津三丁目13番30号
草津市役所 本庁舎3階 総務部総務課財産管理係
TEL 077-561-2305

7 提出書類

- (1) 入札参加申込兼一般競争入札参加資格審査申請書
(個人の場合は実印、法人の場合は法人印と法人の代表者印で押印のこと。)
- (2) 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- (3) 住民記載事項証明書〔個人のみ〕
- (4) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）〔法人

のみ〕

- (5) 成年後見制度における登記されていないことの証明書および破産に関する証明書〔個人のみ〕
※ 「成年後見登記制度における登記されていないことの証明書」は、各法務局・地方法務局で交付を受けること。
※ 「破産に関する証明書」は本籍地の市町村で交付を受けること。
- (6) 市税の納税証明書（草津市税に未納がないことを証明する書類）
- (7) 誓約書
- (8) 委任状および受任者本人と確認できるもの（運転免許証など）〔代理人により入札および契約をしようとする場合のみ。〕
※ (2)(3)(4)(5)(6)については、発行後3か月以内のものに限る。
※ 共有名義で申し込む場合、提出書類(2)(3)(4)(5)(6)(7)は共有者全員のものが必要

8 入札日および開札の日時、場所

- (1) 入札日 令和2年7月30日（木）
- (2) 入札開始時刻 午後2時00分
- (3) 開札開始時刻 入札終了後直ちに開札を行うものとする。
- (4) 入札および開札場所 草津市役所 本庁舎2階 特大会議室

9 入札保証金に関する事項

入札者は、入札までに入札金額の100分の5に相当する額以上の額を入札保証金として草津市に納付するものとする。入札保証金は、利子をつけず、落札者以外の者に対しては、落札者が決定した後に還付する。なお、落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当する。落札者が契約を締結しないときは、その者にかかる入札保証金は草津市に帰属するものとする。（落札者が「5」に該当する者であることが判明し、その入札が無効になったときを含む。）

10 入札の方法

- (1) 入札は、所定の入札書により行う。
- (2) 入札者が代理人（復代理人を含む。）により入札するときは、代理人は入札前に委任状を提出しなければならない。
- (3) 郵便による入札は、認めない。
- (4) 入札者は、いかなる理由があっても、提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回することがで

きない。

- (5) 入札者は、入札前に入札保証金の払い込みが確認できるもの（領収書等）を係員に掲示して、係員の確認を得るものとする。

11 入札書の記入方法

- (1) 入札書には、入札金額（物件の価格の総額）、入札者（代理人（復代理人を含む。以下、同じ。）により入札する場合にあっては、入札者および代理人）の住所および氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）その他所定の事項を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の印（個人の場合は実印、法人の場合は法人印と法人の代表者印で押印のこと）を、代理人により入札する場合は代理人の印を押さなければならない。
- (2) 入札金額は、アラビア数字を用いて表示し、かつ、最初の数字の前に円の記号を付さなければならぬ。

12 入札無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。落札決定後または契約締結後にその事実が判明した場合も無効とする。

- (1) 入札書を所定の日時を過ぎて提出したとき。
- (2) 入札書記載の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名および押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 入札保証金を納付せず、またはその金額に不足があるとき。
- (6) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (7) 入札者およびその代理人が他の入札代理人となつたとき。
- (8) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (9) 草津市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (10) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (11) 入札書記載の金額を加除訂正したとき。
- (12) 郵便等、ファックス、電子メールにより入札したとき。
- (13) 事前に公表した最低売却価格を下回る価格で入札したとき。

- (14) 談合その他不正の行為があつたと認められるとき。

- (15) その他入札に関する条件に違反したとき。

13 落札者の決定

- (1) 落札者は、最低売却価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行つた者とする。
- (2) 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きで決定するものとする。この場合において入札者は、くじ引きを辞退することができないものとする。
- (3) 開札の結果、落札者を決定したときは、その者の氏名（法人にあってはその名称）および落札価格を入札者に知らせるものとする。

14 入札の変更等

- (1) 入札者が不正または不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは中止することができる。
- (2) 災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合においても、入札の執行を延期し、もしくは中止することができる。

15 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、契約の締結までに、契約保証金として契約代金の100分の10以上の金額を草津市に納付するものとする。この場合において、入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。
- (2) 契約保証金は、「17」の規定により契約を解除されたときは、違約金として没収する。

16 契約の締結

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から10日以内に土地売買契約書を草津市総務部総務課に提出（提出する契約書2部のうち1部について落札者の負担により印紙を添付のこと）して草津市馬場町財産区と契約を締結しなければならない。
- (2) 契約は、草津市馬場町財産区が落札者とともに契約書に記名捺印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者は、契約締結の日から30日以内に契約代金の全額を納付書により納付しなければならない。この場合において、契約保証金は、契約代金の一部に充当することができる。
- (4) 落札者は、売買物件の所有権移転登記前に、そ

<p>の物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできないものとする。</p> <p>(5) 落札者は、入札物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、これを理由に契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、または代金の減免を請求することはできない。</p> <p>(6) 落札者がその落札した物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときは、契約を締結しない場合がある。</p> <p>17 契約の解除</p> <p>契約者（落札者）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該契約を解除することができる。</p> <p>(1) 契約期間内に契約を履行せず、または履行の見込みがないと明らかに認められるとき。</p> <p>(2) 契約の履行について、不正な行為があったとき。</p> <p>(3) 上記(1)または上記(2)に定める場合を除くほか、契約者が契約に違反したとき。</p> <p>18 所有权の移転</p> <p>(1) 所有权移転の時期は、契約代金が完納された日とする。</p> <p>(2) 売買物件は、所有权が移転したときに、現状有姿のまま引き渡すものとする。</p> <p>19 土地の譲渡等の禁止</p> <p>契約者（落札者）は、所有權移転登記が完了するまでの間は、次に掲げる行為はできないものとする。</p> <p>(1) 土地を第三者に譲渡すること。</p> <p>(2) 土地に地上権、賃借権、抵当権、その他所有権以外の権利を設定すること。</p> <p>(3) 土地に物件を設置すること。</p> <p>(4) 土地の形質を変更すること。</p> <p>20 登記手続き</p> <p>所有權移転の登記手続きは、売買代金完納後、草津市が行うものとする。なお、登記手続きに必要な費用は、契約者（落札者）の負担とする。</p> <p>21 公課公租等</p> <p>代金完納後の公課公租等は、契約者（落札者）の負担とする。</p> <p>22 契約にあたって付する主な特約</p> <p>(1) 公序良俗に反する使用等の禁止について次の特約を付するものとする。</p> <p>① 売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条</p>	<p>第2号に定める暴力団その他の反社会的団体およびその構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反するように使用してはならない。</p> <p>② 売買物件を風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用してはならない。</p> <p>③ 売買物件の所有権を第三者に移転する場合には、上記①②の使用禁止を書面によって継承させるものとし、当該第三者に対して、上記①②の定めに反する使用をさせてはならない。</p> <p>④ 上記①③の第三者が売買物件の所有権を移転する場合にも同様に上記①②、③の内容を転得者に承継することを書面で義務付けなければならない。</p> <p>⑤ 売買物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して上記①②の定めに反する使用をさせてはならない。</p> <p>⑥ 上記①⑤の第三者が新たな第三者に売買物件を使用させる場合も同様に、上記①②、⑤の内容を遵守させなければならない。</p> <p>(2) 上記(1)について、草津市が必要あると認めるときは、実地調査等を行うものとし、契約者（落札者）およびその後の譲受人等には協力の義務がある。</p> <p>(3) 上記(1)に違反したときは売買代金の3割、上記(2)に違反したときは売買代金の1割を違約金（違約金に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）として草津市に支払うものとする。</p> <p>(4) 上記(1)に違反したときは、上記(3)の違約金の徵収に加えて、土地の買戻しをすることができるものとする。買戻しの期間は、契約締結日から10年間とし、買戻しの特約登記をする。</p> <p>23 留意事項</p> <p>入札の参加にあたり、次の事項に留意すること。</p> <p>(1) 水道、電気および公共下水道等の引込み費用や接続費用などは、契約者（落札者）の負担とする。</p> <p>(2) 物件調査・位置図は参考資料として利用すること。また、土地の利用制限等については、あらかじめ入札参加者自身で関係機関に確認すること。</p>
---	---

(3) 位置図は、道路の整備や建物の新築などにより現況と相違している可能性がある。なお、現況と異なる場合は現況が優先する。現地説明会は実施しないので、現地の状況は、必ず入札参加者自身で確認すること。

24 入札および契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号
草津市総務部総務課財産管理係
TEL: 077-561-2305 FAX: 077-561-2483
Email: somu@city.kusatsu.lg.jp

(令和2年7月1日掲示済み)

教育委員会規則

草津市立草津宿街道交流館条例施行規則および草津市史跡草津宿本陣条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月29日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市教育委員会規則第5号

草津市立草津宿街道交流館条例施行規則および草津市史跡草津宿本陣条例施行規則の一部を改正する規則

(草津市立草津宿街道交流館条例施行規則の一部改正)

第1条 草津市立草津宿街道交流館条例施行規則（平成11年草津市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条」を「第7条」に改める。

(草津市史跡草津宿本陣条例施行規則の一部改正)

第2条 草津市史跡草津宿本陣条例施行規則（平成8年草津市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条」を「第10条」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和2年6月29日掲示済み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第14号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和2年7月1日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

1 期 日 令和2年7月27日（月）午後3時00分

2 場 所 教育委員会室

(令和2年7月1日掲示済み)

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第6号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和2年7月1日

草津市農業委員会
会長 本間道明

1 期 日 令和2年7月10日（金）午後1時30分

2 場 所 草津市役所 8階大会議室

3 付議案件

1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について（報告）

2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）

3) 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

4) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

5) 下限面積（別段面積）の設定につき、議決を求めることについて

(令和2年7月1日掲示済み)

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第17号

草津市給水装置工事事業者の指定について
水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を草津市給水装置工事事業者に指定したので、同法第25条の3第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年7月1日

草津市長 橋川渉

1 指定給水装置工事事業者

指定番号	工事店名	代表者名	所在地	電話番号
1293	株式会社エクラホームサービス	小林由幸	草津市矢橋町663番地14	077-563-0556
1294	リーバード	谷川昌辰	甲賀市水口町山3919番地196	0748-63-3510
1295	近江水道	青木重典	湖南市石部北一丁目5番18号	0748-77-2074
1296	株式会社深田工業	深田義樹	大津市大石龍門一丁目7番10号	077-572-9992

2 指定有効期間

令和2年7月1日から令和7年6月30日まで

(令和2年7月1日掲示済み)

草津市上下水道事業告示第18号

草津市指定下水道工事店の指定について
次のとおり、草津市指定下水道工事店を指定したので、草津市指定下水道工事店規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号）第12条第1号の規定により告示する。

令和2年7月1日

草津市長 橋川渉

1 指定下水道工事店

指定番号	工事店名	代表者名	所在地	電話番号
1293	株式会社エクラホームサービス	小林由幸	草津市矢橋町663番地14	077-563-0556
1294	リーバード	谷川昌辰	甲賀市水口町山3919番地196	0748-63-3510
1295	近江水道	青木重典	湖南市石部北一丁目5番18号	0748-77-2074
1296	株式会社深田工業	深田義樹	大津市大石龍門一丁目7番10号	077-572-9992

2 指定有効期間

令和2年7月1日から令和7年6月30日まで

(令和2年7月1日掲示済み)